

沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例

沖縄県文教地区建築条例（昭和47年沖縄県条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削る。

第5条に見出しとして「（両罰規定）」を付し、同条中「あつた」を「あった」に改め、同条を第6条とする。

第4条に見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「前条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（事務処理の特例）

第4条 この条例に基づく事務のうち、前条の規定による許可に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、那覇市、宮古島市及び石垣市が処理することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正前の第3条の規定により知事がした許可その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第4条に規定する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、それぞれ当該市の長がした許可その他の行為とみなす。

3 施行日前に沖縄県文教地区建築条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第4条に規定する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、それぞれ当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

条例に基づく文教地区内の建築制限等に係る許可に関する知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議の整った那覇市、宮古島市及び石垣市が処理することとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。